

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

白浜町長 大江 康弘

市町村名 (市町村コード)	白浜町 (30405)
地域名 (地域内農業集落名)	南白浜区域 (中、栄)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月22日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の高齢化が進み、後継者がいない農業者が多くなっているため、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用してく仕組みの構築が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約化するとともに、地域で取り組める新たな作物や栽培方法を検討していく必要がある。

また、鳥獣被害も深刻な状況であり、対策強化に取り組む必要がある。
(地域の基礎的データ) 農業経営体数: 29(南白浜区域)(2020年農林業センサスより)
主な作物: 水稻、花き、露地野菜

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の主要作物である水稻、花き、露地野菜について、環境に配慮した栽培の取組みを段階的に進め、農地の集積・集約化や農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。

また、地域コミュニティの活性化のため、地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な条件整備を実施し、地域と担い手が一体となって農地を使用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	65.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	65.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農用地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、担い手への農地集積を進めるとともに、担い手や地域等の話合いの結果をもとに農地の集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農業後継者のいない農家や引き続き耕作することができない農地については、所有者の意向を踏まえた上で農地中間管理機構を通じて、担い手に段階的に集積・集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、農用地の大区画化や凡用化等を実施していくため、農地中間管理機構関連農地整備事業や耕作条件改善事業を活用できるよう調整を進める。 また、地区内の農業者のニーズを踏まえ、農道・水路等の整備に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
町やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、新規就農希望者の地区内での就農に向けて、農業用機械のレンタルなどの支援や地区内への定住の支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない支援を行う。 また、新規就農希望者の受け入れのため、研修受け入れ農家を増やし、組織的に新規就農者の確保を目指す。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
遊休農地の農地保全管理作業については、白浜町遊休農地対策組織(仮称)にあっせんを行い、適切な農地管理に努め、次の耕作者への引継ぎを促す。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

✓	①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業		④畑地化・輸出等		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等	✓	⑦保全・管理等		⑧農業用施設		⑨耕畜連携等		⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシやシカなどの被害が拡大しないよう防護柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には、鳥獣被害対策実施活動等により速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。
- ⑦多面的支払交付金事業を活用し、農地の適切な保全管理を継続して実施する。